

## 公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(2021年度の適用料金)

## 1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00155549
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00125161

## 2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2020年度末×12ヶ月)	1,167,108	270,192
(a) 下記以外	559,128	270,192
(b) 特設公衆電話台数	607,980	0
② 合算番号単価 (2020年度末時点適用分)	3	3
③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a)+(b-2))	2,743,888	1,568,012
(a) (b)以外に係る負担金の額(①(a)×②)	1,677,384	810,576
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額(①(b)×②)	1,823,940	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ( (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。 )	1,066,504	757,436
④ 2020年度の算定対象需要実績	490	348
⑤ 1秒当り料金額 (③/④)	0.00155549	0.00125161

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値